

平成26年12月17日（水曜日）

第4回松島町議会定例会会議録

（第4日目）

平成26年第4回松島町議会定例会会議録（第4号）

---

出席議員（14名）

1番	澁谷秀夫君	2番	赤間幸夫君
3番	櫻井靖君	4番	片山正弘君
5番	後藤良郎君	6番	小幡公雄君
7番	高橋幸彦君	8番	今野章君
9番	太齋雅一君	10番	色川晴夫君
11番	菅野良雄君	12番	高橋利典君
13番	阿部幸夫君	14番	櫻井公一君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長職務代理者 副町長	高平功悦君
総務課長兼 危機管理監兼 環境防災班長併任 選挙管理委員会事務局長	熊谷清一君
財務課長	舘山滋君
企画調整課長兼 企画調整班長	亀井純君
町民福祉課長	阿部利夫君
健康長寿課長兼 高齢者支援班長	本間澄江君
産業観光課長 兼観光班長	阿部礼子君
建設課長	中西傳君
会計管理者兼会計課長	安部新也君
水道事業所長	櫻井一夫君
震災復興対策監	小松良一君
参事兼産業振興班長	伊藤政宏君

参事兼 まちづくり支援班長兼 震災復興対策室長	千葉繁雄君
参事兼建設班長	赤間春夫君
総務管理班長	太田雄君
教育長	小池満君
教育課長	櫻井光之君
代表監査委員	清野精維君

---

事務局職員出席者

事務局長 佐藤 進 主 事 阿部友希

---

議事日程 (第4号)

平成26年12月17日(水曜日) 午前10時 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 〳 第 2 議案第140号 工事請負契約の締結について
- 〳 第 3 議員提案第9号 知的障害者福祉施設整備への財源措置を求める意見書について
- 〳 第 4 委員会の閉会中の継続審査・調査について
- 

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成26年第4回松島町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせいたします。多賀城市 [REDACTED] です。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、11番菅野良雄議員、12番高橋利典議員を指名いたします。

---

#### 日程第2 議案第140号 工事請負契約の締結について

○議長（櫻井公一君） 日程第2、議案第140号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。12番高橋利典議員。

○12番（高橋利典君） 12番高橋であります。それではちょっと質問させていただきます。

この道路改良工事なんですけれども、まずLの680メートルということで、この横断面図面を見れば、歩道が今1.5メートルでしたか、それが2.5メートルになるということで、当然買収というのがかかってくるのかなと思うんですけれども、農地の買収とかがかかってくると思うんですけれども、その辺はどうなっているか、お聞きします。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 用地買収ですけれども、この区間については全て完了しております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 12番高橋利典議員。

○12番（高橋利典君） 完了しているということなので、スムーズに行くのかなと思っています。なかなかこの道路は今までも歩道がなくて、ちょっと朝とかいろいろ散歩する方が多かったんですよ。そんな関係から、歩くのに、散歩をする方々がやっぱり車が通るのにかなり危険な状況もありましたし、何せ朝早かったり夕方だったりということで、暗くなれば暗くなった時点でなかなか見通しも悪かったりして、このところでは1回死亡事故が起きているわ

けですよね。そんなところから、やっぱりこのやり方をしてもらってよかったなと思っているんです。そういったこともありまして、やっぱり安全性を考慮しながらやってもらいたいということでもあります。

それとともに、この次に畦畔の盛り土がありますけれども、その辺も全部買収とかもあるんですけれども、その辺はもう終わっているんですね。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 畦畔盛土箇所につきましては、耕作者といろいろありまして、一部まだ終わっていないところがありますけれども、話はついていきますので、畦畔盛土はするよという約束はしていますので、来年の作付に支障がないような形でやりたいということで、若干おくらしているというだけですので、支障はございません。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○12番（高橋利典君） 若干残っているということなんですけれども、そういったところもスムーズに行くように、きちんと話し合いを持って進めていただければと思います。

なおさら、この延長部分でのこれからの工事施工があると思うんですけれども、この680メートルの改良工事の延長で、手樽海浜公園の前が直線になっていますけれども、これもこれからの改良工事となっていくと思うんですが、ここにもやはり歩道があるんですよ。ただ、議会報告会でも手樽で出たんですけれども、ここの歩道を歩いている人はほとんど今もいないですよ。そういった関係から、あと冬場になると、雪だまりの状況になるんですよ。そして、またその雪だまりの状況になって、一つは松の木が大きくなって、ちょうど日陰の状況になって溶けないという形になります。そうすると、散歩する方々も当然車道側のほうを歩いているような状況ですから、そういうところもまず、これは要望ですけれども、これからの考慮して、いろいろそういった状況を判断しながら改良工事に取り組んでいただきたいし、環境整備ですかね、そういったことも踏まえてやっていただきということで、要望があります。

○議長（櫻井公一君） 相対的に。（「一応聞いておきますか」の声あり）中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 海浜公園側につきましては、あの歩道ですね、今1.5ぐらいしかないのを2.5に広げるということで、一応車道でなくて歩道側、海浜公園側で広げていくという形でございます。

先ほど言った松の木については町の懇談会でも出まして、日陰になって凍ってしまうんだということがありますので、間引きするか、あとはもうちょっと剪定するかということで今検

討していきまして、一応やっつけていかなければならないと考えております。文化庁の協議とかいろいろの形で出てきますので、ちょっと時間を要するという形でございます。

○議長（櫻井公一君） 高橋利典議員。

○12番（高橋利典君） やはり、松の状況は剪定だけではだめだと思うんですよ。ある程度間引きしながら、きちっと日が当たるような状況で、その吹きだまりが溶けやすい方向でないとなかなか無理なのかなと。やっぱり剪定だとまたすぐ次の年に伸びてきますから、そういったことも考慮しながら進めていただければと思います。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 答弁されておりましたのでね。

ほかに。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 今、高橋議員からお話がありましたとおりで、本当に私ども議会報告会の第1班で場所も見てきまして、大分松の木も密集して日陰になる状況になっていましたので、ぜひその点は間引きも含めてやっていただきたいということは、私からもお願いしておきたいと思います。

そして、質問としては簡単なのですが、通常ですと、県道奥松島線から海浜公園までの道路改良工事、今お話があった歩道の工事になる、中心の工事になるわけですがけれども、この工事と畦畔の工事が入っているわけですね。通常ですと、2つに分けて事業発注をされるのではないかなと思うのですが、今回この道路工事と畦畔の盛土工事と一緒に発注されたというのはどういう経過なのか、その辺についてお聞きしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 全体のキャパを大きくするという部分と、小さくした場合、町内業者にも一応情報はいろいろと聞いているんですけども、なかなか取り組んでいただけないという部分がちょっとあるんですね、現実としては。それで、一緒にキャパを大きくしてとっていただいて、ことし中、3月まではとにかく畦畔だけはやっていただかなければならないということで、工事は若干遅れるかもしれないといった部分がございますけれども、そういった形で何とかできないかなとういことで取り組みした中で、業者が1社とっていただいたという形でございます。何とかとっていただいたという形でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） わかりました。

そうするとあれですか、今現状では、相当工事の量と申しますか、契約金額が大きくないと

業者としてはなかなか食いつきが悪いと、そういうことだということなんですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） この地区につきましては、これまでまず1回目、4月に入札してまして、これは踏切改良を含めてなんですけれども、そちらのほうで不調だったんですね。踏切だけは11月に約束がありましたので、その分だけ何とかしなければならないということで、町内業者に指名をかけて、何とかやれないかということで踏切だけはやらせていただいたと。その後、10月に一度同じ地区ですけれども、今回の工事にかかわる分については発注したんですけれども不調で、誰も応札に応じていただけなかったということで、今回2回目で12月11日に落札していただいたという形にありますので、そういった工事が大分出ているという中では、業者のほうも現場代理人とか主任技術者とかをつけなければならないといった部分がございますので、なかなか持ってこられないといった部分がございます、なかなか難しいことになっているということでございます。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑を受けます。赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 2番赤間です。

私もちょっと構造体に関する部分で若干質問させていただきます。

まずもって、この図面で示されている赤い線が入っている部分が今回の仕事の範囲だという理解でよろしいのでしょうか。標準断面図に描かれた、右側の赤い部分で描かれている部分がということでよろしいですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） このA断面につきましてはそのとおりですね。標準断面の分の歩道拡幅だけということで、その影響範囲の車道部分が一部ありますけれども、この赤の部分だけを施工するという形でございます。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 私の図面があれなのかな。

いわゆる標準断面の幅ぐいのほうの部分で描いている部分まで工事範囲が及ぶということの理解ではないということよろしいんですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 幅ぐいにつきましては、用地を買った幅ということで、畦畔から30センチ離してということが標準断面にありますので、そういった形で、その中を仕事すると

いう形でございます。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） わかりました。

要するに、まず第1点目なのですが、境界ぐいの位置づけ、境界ぐいを打つ位置ですね。正直申し上げて、県の事業とかいろいろ国の事業も含めてなんですが、こういった農地、田んぼ等の部分で、将来とも耕作に支障ないように、あるいは道路管理者側の管理使用に支障ないようにということで、近年特にトラクターが境界ぐいにひっかけて転倒する、転がるというふうな形態が随所に見られるということをちょっと私もいろんな情報から得ているんですけども、そういった点から、耕作者に対して境界ぐいを示す部分、多分コンクリート柱の15センチ角くらいのもを入れるのでしょうか、そういったものが頭出しであるのか、あるいは民地側に打つのか、畦畔はあくまで耕作者の所有、これで見ると畦畔部分は耕作者側の私有地には入れていないからですけども、そうしますと、耕作地の田面のほうに境界ぐいが建ってしまうのかなというふうに見受けられます。その辺は耕作者からは何ら異論はなかった話ですか。その辺の考え方をちょっと。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 基本的に畦畔については、道路管理上の施設という形で、畦畔は道路側につくるという形でやっております。

境界につきましては田面上になりますけれども、基本的には現場でぎりぎり畦畔に寄せるという現実的な対応をしますので、畦畔とくいが大体重なるという形ですね。支障のある場合は、もちろんこれまでもあるんですけども、もう座標で全部押さえていますし、基本的には支障ない部分が出てきますので、田んぼの中に入る場合はどうしてもぶつかってしまうとか、草刈りのときにぶつかるとか、いろんな形になるんですけども、それなりに、臨機応変に対応していきたいと考えております。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 現実に管理区分寸としての捉え方はそういうことだと思いますけれども、田んぼの耕作者側からいうと、用地買収に応じて、境界ぐいを設置されて、その後に耕作をしていく過程で、結構農機具をひっかけて事故等に及んでいるというケースがこの場合発生するかは、予測はあれですけども、そういったところの配慮がされた対応を、協議の中であえて町側からお話はされていないんですか。その辺、確認です。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） これまでは、説明会の中でそういう話というのは一つも来ておりません、現実的にですね。

ただ、くいが邪魔だという部分ありますので、それは現実的な対応で、座標でもう押さえていますから、町としては境界がどこになるとか、現場で位置はここであるとか、畦畔の中に入れて道路の中の際に入れてとか、いろんな形で工夫はできますので、そういった形で対応したいと考えております。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） いずれ工事施工に当たっては、そういった点での耕作者への最大限の配慮を願いたいということを申し上げておきます。

それから、今度は断面上における構造に関してですが、やはり歩道敷側の1割5分ののり面、1対1.5ののり面、そこに種子吹付を予定されていると。そして、そののり尻のほうに側溝、どれくらいの側溝が入るのかちょっとわかりかねましたが、この部分の側溝へ工事完了と同時に、あるいは工事施工途中において、結構のり面からののり面崩壊に伴った土砂流出が発生すると。したがって、歩道の車道側ではなくて、のり面の肩、のり肩に対して雨水等が、これは2%で組んでいますものね、2%で表面排水がのり面のほうに流出して行って、よく見受けられますよね。皆さんもこういう工事担当しているとわかると思うのですが、そういった未然の防止対策というのはどのように描かれていますかね。その辺、ちょっとお伺いします。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 基本的には歩道に水がたまらないように、側溝に流れるようにということで、側溝が2%の勾配ですするというのを標準断面でやると。現場もそのような形でやっていきます。途中であれば、申しわけないですけども、完了して種子がきちんと出るというところまでは業者の責任でやっていただくということで、崩れた場合はのり面をもう1回修復してもらおうというのが筋でございます。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 完了引き渡し後の町側の維持管理においても同様な形で多分今後1年くらいは、いわゆるのり面が落ち着くまでの間は、そういったことが随所に見受けられるわけですけども、そういったことも想定に置きながらという意味で理解していいんですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 基本的には、そうならないような形での施工をもちろんやっていた

だけなのですけれども、大雨とかそういった部分で崩れる場合がありますけれども、それはきちっとした形で、業者の責任でやるという部分と、種子がもし出ない部分についても、基本的には種子がきちっと草が生えるまでという管理は業者の責任でやるということになっております。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 最後の質問になります。

最終のり面ののり尻にやはり側溝がついていますけれども、これは道路の表面排水を中心とした排水路であり、なおかつ用水路側の用水という水路としての機能も兼ねているものなのですか。その辺、ちょっと確認します。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） ここは、用排、もともと区画整理というか、圃場整備をやって別々ですので、これは道路排水のみという形で、ただ用水にはちょっと使っているかもしれませんが、基本的には別々なルートで入っていますので。用水はちょっと確認していません。用水は一応兼ねているかもしれませんが、排水は兼ねておりません。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） あくまで道路の排水路としての構造体で、町側の管理線に入っているという理解でということですね。ここに、耕作者で構成している実行組合とかそういったことの管理線に及ぶものではないという理解で基本線を描いているということと理解してよろしいですね。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 基本的に町の施設ですので、町が管理すると。ただ、それを使いたいという部分ですね、兼用して使う部分については支障ないと考えています。

○2番（赤間幸夫君） 以上です。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第140号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第140号工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議員提案第9号 知的障害者福祉施設整備への財源措置を求める意見書について

○議長（櫻井公一君） 日程第3、議員提案第9号知的障害者福祉施設整備への財源措置を求める意見書についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議員提案第9号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議員提案第9号知的障害者福祉施設整備への財源措置を求める意見書については原案のとおり可決されました。

---

日程第4 委員会の閉会中の継続審査・調査について

○議長（櫻井公一君） 日程第4、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

各委員長から、お手元に配付しました一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

申し出がありました審査・調査件名を事務局長より朗読させます。局長。

○事務局長（佐藤 進君） それでは、朗読いたします。

委員会の閉会中の継続審査・調査申し出一覧表、平成26年第4回松島町議会定例会。

委員会名、継続審査等の内容、審査等の期限の順に申し上げます。

第1常任委員会、請願第1号集团的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法の立法措置を行わないことを求める請願について。平成27年3月定例会。

第2常任委員会、子育て、教育の総合支援について。平成27年12月定例会。

議会運営委員会、次回の議会開会に伴う議会運営についての審査。議長の諮問事項及び議会活性化に伴う調査研究。平成27年3月定例会。

議会広報発行対策特別委員会、松島町議会だより第121号の発行に関する審査・編集。平成27年3月定例会。

以上です。

○議長（櫻井公一君） お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

本定例会に付議された議案の審議は全部終了しました。

平成26年第4回松島町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午前10時21分 閉会